



私たちのまちにとっての SDGs (持続可能な開発目標)

エス・ディー・ジーズ

－ 導入のためのガイドライン－

【SDGs達成に向けて取り組む意義とメリット】

編集：自治体SDGsガイドライン検討委員会

発行：IBEC 一般財団法人
建築環境・省エネルギー機構
Institute for Building Environment and Energy Conservation

■ SDGsとは何か？



2030年に向けた国際目標

先進国・途上国全ての国に適用

17のゴールと169のターゲット

232の指標による達成度の評価

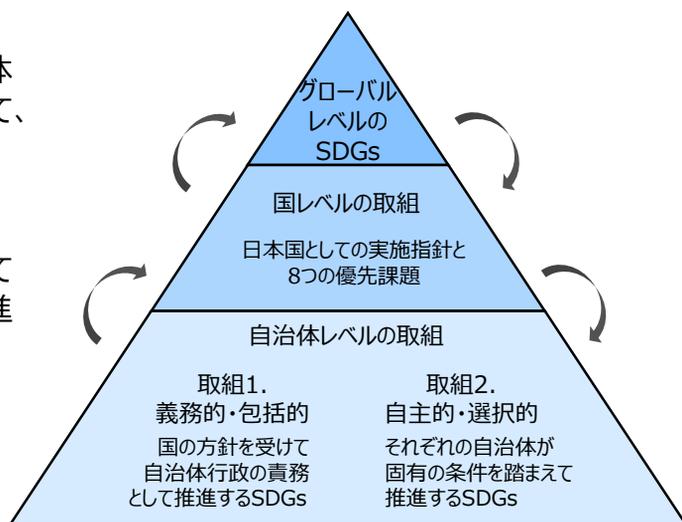
自治体等による取組への期待

■ 地方創生とSDGs

- ・ 政府は2016年12月にSDGs実施指針を決定し、地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力してSDGsの推進に取り組むことを示しています
- ・ 2017年6月には、内閣府に「自治体SDGs推進のための有識者検討会」が設置され、自治体SDGs推進のための提言がなされました
- ・ この提言に沿って、SDGs未来都市のプログラムがスタートしました
- ・ 2017年12月には内閣官房より、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017 改訂版)」が発表され、地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進が示されました

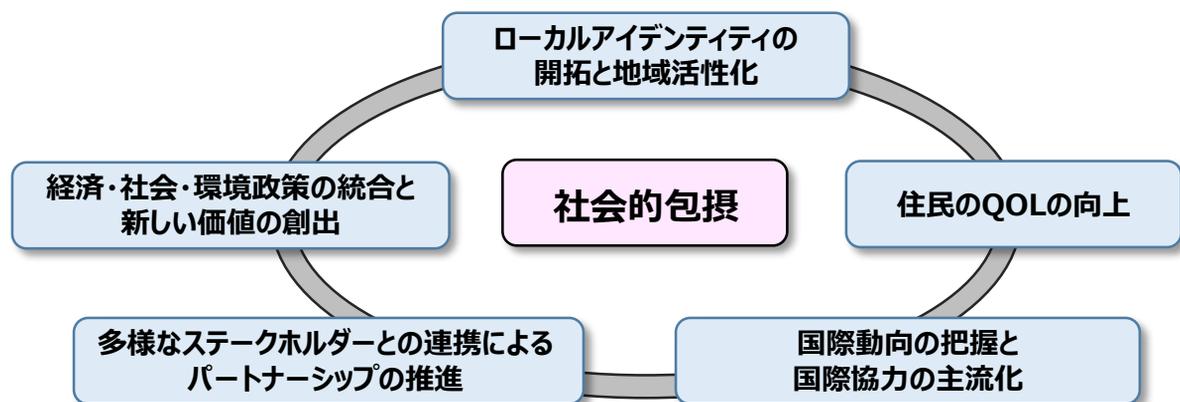
■ 世界の共通言語としてのSDGsと自治体の取組

- ・ 世界の共通言語であるSDGsを自治体の固有の事情を考慮した活動目標として、地域に落とし込む必要があります
これをローカライズといいます
- ・ 自治体の取組には、政府の施策に沿って進める義務的なものと、自主的に推進するものの2タイプあります



SDGs導入の枠組み

■ SDGs達成に取り組むことのメリット



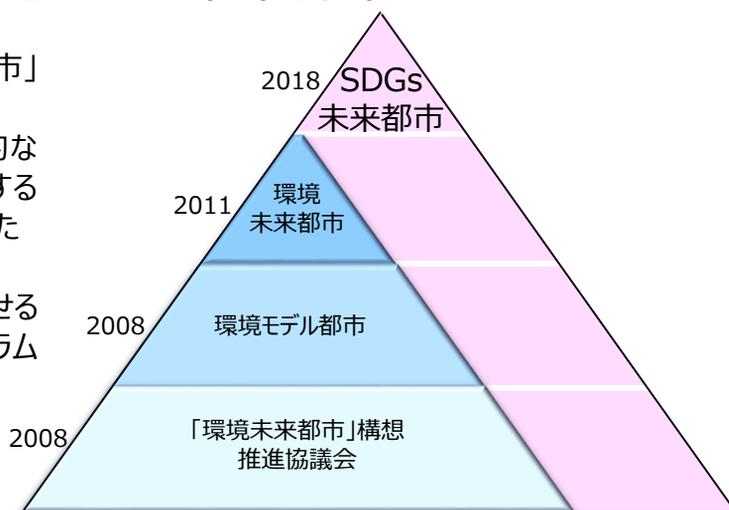
■ アクションプログラム（事例）

SDGsを実装するためには、自治体固有の取組を具体的に示すアクションプログラムの策定が必要です

アクションプログラム	策定方法	例
1. 総合計画に盛り込む	自治体の最上位計画である総合計画とSDGsの取組をリンクさせる	総合計画
2. 個別の戦略や計画に盛り込む	自治体が策定する個別の戦略や計画にSDGsの要素を盛り込む	地方版総合戦略 都市計画マスタープラン 環境基本計画 等
3. 独自にSDGs取組計画を練る	既存の計画等にとらわれずに、SDGsの概念を組み込んだ個別の戦略や計画を練る	SDGs取組計画

■ 「環境未来都市」構想とSDGs未来都市

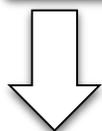
- ・ 我が国では2008年から「環境未来都市」構想がスタートしました
他の自治体にとって模範となる先駆的な取組にチャレンジする自治体を支援する枠組みとして大きな成果をあげてきました
- ・ 「環境未来都市」構想をさらに発展させる活動として、SDGs未来都市のプログラムが内閣府により推進されています



「環境未来都市」構想とSDGs未来都市

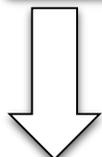
■ SDGsに取り組むための5つのステップ

ステップ1：SDGsの理解



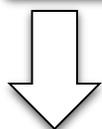
- 1-1：SDGsの概要を理解する
- 1-2：SDGsの三層構造を理解する
- 1-3：SDGsと自治体行政の役割の関係を理解する

ステップ2：取組体制



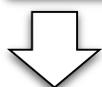
- 2-1：自治体行政における垂直的連携と水平的連携の重要性を理解する
- 2-2：ニッチからグローバルに至る垂直的連携の促進
- 2-3：関係するステークホルダーの明確化と水平的連携の促進
- 2-4：SDGs推進体制の構築

ステップ3：目標と指標



- 3-1：自治体レベルの取組の整理
- 3-2：政策目標の設定
- 3-3：政策目標、達成目標の進捗状況を計測する指標の整備

ステップ4：アクションプログラム



- 4-1：自治体版SDGsアクションプログラムの策定
- 4-2：自治体版SDGsアクションプログラムの実践

ステップ5：フォローアップ

- 5-1：フォローアップの仕組みの確立
- 5-2：定期的な進捗状況のフォローアップ

本ガイドラインの位置づけ：本ガイドラインは、世界が2030年までに達成すべき目標であるSDGsを各地域の問題に落とし込んで考えるための方法論を示すものです。地域の関係者全員で協議し問題点を共有し、達成すべき目標を打ち立てて実行に移すこと、すなわち「私たちのまちにとってのSDGs」を策定し実践することを推奨するものです。

以下のURLからガイドライン本体をダウンロードすることができます。

【ダウンロード先】URL：<http://www.ibec.or.jp/sdgs/index.html>

初 版 平成30年3月 発行

<非売品>

編 集 自治体SDGsガイドライン検討委員会（委員長：村上周三 東京大学名誉教授）

発 行 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館

TEL 03-3222-6708 FAX 03-3222-6696

※不許複製